

貨幣用金原則の不適用と「領有権紛争」の不存在認定

-インド洋海洋境界画定事件先決的抗弁判決（モーリスシャス対モルディブ）国際海洋法裁判所・特別裁判部2021年1月28日-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2022-09-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西元, 宏治 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/22649

【判例研究】

貨幣用金原則の不適用と「領有権紛争」の不存在認定

インド洋海洋境界画定事件先決的抗弁判決

(モーリシャス対モルディブ)

国際海洋法裁判所・特別裁判部 2021年1月28日

西 元 宏 治

目 次

I. 事実

II. 本件先決的抗弁判決に至る経緯

III. 判決の概要

- A. 第1先決的抗弁：必要不可欠の第三国
- B. 第2先決的抗弁：主権に関する紛争
- C. 第3先決的抗弁：UNCLOS74条及び83条の要件
- D. 第4先決的抗弁：紛争の存否
- E. 第5先決的抗弁：手続濫用
- F. 管轄権及び受理可能性に関する結論
- G. 主文

IV. 検討

- 1. 本件の位置づけ
- 2. 本件における主要な論点
- 3. 本件判決後の展開
- 4. むすびにかえて

I. 事実 (56—77 項)

モーリシャスとモルディブは、ともにインド洋に位置し、複数の島から構成される国家である。

1814年のパリ条約によってモーリシャスとその付属諸島がイギリスに割譲されて以降、1965年までチャゴス諸島はモーリシャスの一部として統治されてきた。

1965年9月、ロンドンで開催されたイギリスとモーリシャスの代表との協議によって、チャゴス諸島の分離を条件とするモーリシャスの独立について、両者の間で合意（以下、1965年合意）が成立した。この合意後、1965年11月8日、イギリスは枢密院令によって、チャゴス諸島をモーリシャスから分離し、イギリス領インド洋地域（BIOT: The British Indian Ocean Territory）を設置した。

1965年12月16日、国連総会は「モーリシャス問題」に関する決議2066（XX）を採択し、植民地独立付与宣言に言及し、「施政国が軍事基地を設置する目的でモーリシャス領から特定の島々を分離する措置をとることは、宣言に反するものであり、深い懸念を有する」とし、施政国は、モーリシャス領を分断し、その領土の保全を侵害するような行動をとらないように促した。しかし、1968年3月12日、モーリシャスの独立後も、イギリスによるチャゴス諸島に対する施政は継続された（59-60項）。

モーリシャスは、1965年の「合意」は不本意なもの（reluctant ‘agreement’）であったとし、国際司法裁判所（ICJ）による「1965年のモーリシャスからのチャゴス諸島分離の法的帰結に関する勧告的意見（以下、2019年ICJ勧告的意見）⁽¹⁾」において、ICJは、モーリシャス人民が自国の領土の一部の分離に同意したかという問題について、イギリスの権限の下にあったモーリシャスを一方の当事国として、「国際合意によってモーリシャスがイギリスに領土を割譲した」という主張は成立しないことを認定したと指摘する（58項）。

これらについて、モルディブは、1965年のイギリス領インド洋地域の設立後もイギリスは一貫してチャゴス諸島の主権を主張してきたのに対し、モーリシャスがチャゴス諸島の主権を主張するようになったのは、少なくとも1980年以降であ

(1) *Legal Consequences of the Separation of the Chagos Archipelago from Mauritius in 1965, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 2019, p. 95.* (hereinafter called “*Advisory Opinion on Chagos Archipelago*”)

る」と指摘する。2001年にモーリシャスがチャゴス諸島周辺海域の大陸棚の境界画定に予備交渉を打診した際にも、モルディブは、モーリシャスはチャゴス諸島に対する管轄権を行使しておらず、チャゴス諸島とモルディブとの間の境界画定について同国と話し合いを開始するのは適当ではないと回答していた。2010年2月、モルディブはモーリシャスとの間で排他的経済水域の境界画定に関する討議の開催を提案した際には、モーリシャスは、この提案に対して、関係当局において前向きに検討中であるとの回答を行なった(61-63項)。

2010年4月1日、イギリスはチャゴス諸島及びその周辺海域に「海洋保護区(MPA: Maritime Protected Area)」の設置を表明し、モーリシャスは、国連海洋法条約(UNCLOS)上のイギリスの「沿岸国」としての地位と一方的なMPA設置の合法性を問うために、UNCLOS附属書VIIに基づく仲裁を申し立てた(以下、2015年UNCLOS仲裁)⁽²⁾。

2015年3月、上記2015年UNCLOS仲裁は、モーリシャスの申立のうち、第4申立についてのみ、UNCLOS288条1項及び297条1項(c)に基づく仲裁廷の管轄権を認定し、イギリスによるUNCLOS2条3項、56条2項及び194条4項の違反を認定した⁽³⁾。

また2010年6月には、モルディブによって大陸棚延伸委員会(CLCS)への延長申請が行われた。この申請については、2011年に両国の間でチャゴス島周辺の重複海域に関する話し合いを行なうことが表明されるとともに、モルディブのCLCSへの申請に対して国連事務総長に宛てた正式の抗議がなされた(65-68項)。

2017年7月、国連総会は同決議(71/292)によってICJ規程65条に基づき、(a)「1968年にモーリシャスに付与された独立は、植民地独立付与宣言等の国連総会諸決議を含む国際法に照らして、モーリシャスは脱植民地化のプロセスを合法的に完了したか?」、(b)「イギリスの施政の継続及びモーリシャスがチャゴス諸島への自国民の再定住計画を実施できないことがもたらす、国際法上の帰結は如何なるものか?」について勧告的意見を諮問し、2019年2月、ICJは勧告的意見を発出

(2) *Chagos Marine Protected Area Arbitration (Mauritius v. the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)*, PCA Case No.2011-3, Award of 18 March 2015, p. 359. (hereinafter called "Award on Chagos Marine Protected Area")

(3) *Ibid.*, pp. 440-441, para. 158.

し、以下の決定を下した⁽⁴⁾。

(3) 国際法に照らして、チャゴス諸島の分離後にモーリシャスが 1968 年に独立した時点においてモーリシャスの脱植民地化のプロセスは合法的に完了したものではなかった (13 対 1)。

(4) イギリスは、チャゴス諸島に対する施政を可能な限り速やかに終了させる義務を負う (13 対 1)。

(5) 全ての国連加盟国は、モーリシャスの脱植民地化を完了させるために国連と協力をする義務を負う (13 対 1)。

上記勧告的意見の発出後、モーリシャスは改めてチャゴス諸島周辺の唯一の沿岸国として、モルディブに会合を申し入れたが回答はなされなかった。

2019 年 5 月 22 日、「1965 年のモーリシャスからのチャゴス諸島分離の法的帰結に関する勧告的意見に関する国連総会決議 73/295」(賛成 116、反対 6、棄権 56、モルディブとイギリスは反対) が採択され、以下の 2 点を含む要請が国連加盟国に対してされた。

3. この決議の採択から 6 ヶ月以内に終了し、イギリスは無条件にチャゴス諸島に対する植民地統治を終了し、モーリシャスの領域における脱植民地化を可能な限り速やかに完了させること。

5. 全ての国連加盟国は、可能な限り速やかなモーリシャスの脱植民地化を完了させるために国連と協力するとともに、勧告的意見と本決議に従い、モーリシャスの脱植民地化のプロセスを完了させることを妨げ又は遅延させる如何なる行為も慎むこと。

(4) *Advisory Opinion on Chagos Archipelago*, *supra* note 1, p. 140, para. 183.

II. 本件先決的抗弁判決に至る経緯 (1-55 項)

2019年8月23日、モーリシャスは、国際海洋法裁判所(ITLOS)に「モーリシャスとモルディブ間の海洋境界に関する紛争」をUNCLOS 附属書 VII に基づく仲裁手続に付託することを通知し、同国の請求に関する申立書が送付された。

ITLOS 所長とモーリシャス及びモルディブの代表との協議の結果、ITLOS 規程 15 条 2 項に基づく特別裁判部への付託について特別合意が締結され、特別裁判部は 7 名の国際海洋法裁判所の裁判官とモルディブとモーリシャスそれぞれの国籍裁判官(*ad hoc judge*)から構成されることになった。

両国の見解を明確にするために、2020年4月にモーリシャスから申述書、10月にはモルディブから答弁書が提出された。

2019年12月18日、モルディブにより、本件特別裁判部の管轄権及びモーリシャスによる請求の受理可能性について以下の先決的抗弁が提出された。

モルディブの先決的抗弁 (79 項)

- ・ 第1抗弁：イギリスは、本件における「必要不可欠の第三国 (Indispensable third party)」であり、イギリスを当事国としない本件に裁判所は管轄権を行使することは出来ない。
- ・ 第2抗弁：特別裁判部は、管轄権を有しないモーリシャスの請求を決定する前提となるチャゴス諸島の主権に関する紛争について管轄権を有していない。
- ・ 第3抗弁：モーリシャスとモルディブは、UNCLOS74 条及び 83 条に規定された「交渉」を有意な形で行っていない。
- ・ 第4抗弁：モーリシャスとモルディブの間に海洋境界画定に関する紛争は存在しないし、存在しえない。
- ・ 第5抗弁：モーリシャスの請求は手続の濫用である。

これに伴い、本案手続は停止され、先決的抗弁に関する審理が進められた。審理の一部は、パンデミックに対応して、インターネットを利用したハイブリッド形式で進められた。

第1回の口頭弁論の後、特別裁判部は両当事国に対して、①2010年10月に行

われた海洋境界及び大陸棚延伸に関する会合及び2011年3月の共同声明において、チャゴス諸島周辺の重複海域について二国間で取極を作成することに合意したことの法的意義、②2019年ICJ勧告的意見で示された「全ての国連加盟国がモーリシャスの脱植民地化を完了させるために国連に協力する義務」と本件との関連性、③仮に先決的抗弁によって提起された理由により境界画定が差し控えられた場合、UNCLOS74条及び83条3項の義務及びこれらの義務に関する管轄権の如何の3点に回答することが求められ、第2回口頭弁論において両国の見解が述べられた(47-48項)。

III. 判決の概要

A. 第1先決的抗弁：必要不可欠の第三国(81-100項)

モルディブは、管轄権及び受理可能性に関する第1先決的抗弁として、本件には「必要不可欠の当事国(以下、必要当事国)」であるイギリスが参加していないために本件特別裁判部は管轄権を行使できないとする。同国によれば、国際裁判の判例によって確立した「貨幣用金原則(Monetary Gold Principle)」に従い、裁判所は、①裁判所が第三国の行為又はその法的立場の妥当性を検討することなく当事国間の問題に関する決定に到達できず、かつ②そのような必要当事国が手続に参加していない場合、裁判所はその管轄権を行使できないと主張する。

モルディブによれば、本件では、長年にわたりモーリシャスとイギリスの間でチャゴス諸島に対する「未解決の主権に関する紛争(unresolved sovereignty dispute)」が存在し、モーリシャスの境界画定に関する請求を取り扱うには、両国の主権に関する主張について決定を下すことを避けることは出来ない。換言すれば、本件の主題は、必然的にイギリスがチャゴス諸島に主権を有するかどうかの決定を伴うことになる。イギリスの同意なしにはこのような決定を行なうことは出来ない。ICJは東ティモール事件で、当該手続の当事国でないインドネシアが東ティモールのために大陸棚の資源に関する条約を締結する権限を獲得したか否かについて、インドネシアの同意なくしてそのような決定を行うことは出来ない結論を下している

(84頁)。

モーリシャスは、特別裁判部の管轄権行使に関して貨幣用金原則の存在は争わな
いものの、最早チャゴス諸島の主権に関する紛争は存在せず、2019年ICJ勧告的
意見によってモーリシャスの不可分の領域としてのチャゴス諸島の地位は法的に
確定されており、第三国の権利の問題は存在せず、本件において同原則は適用され
ないと主張する。また、貨幣用金事件で同原則が適用されたのは、ICJの決定が単
にアルバニアの法益に影響を与えるだけでなく、正に紛争の主題であったためであ
り、同原則の適用基準は高いものであるとする(85-92項)。

モーリシャスは、本件では、既に本件の主題に関わるイギリスの権利及び義務に
ついて決定が下されており、境界画定の決定に際して、本件特別裁判部はイギリス
の権利に影響を与えるような決定を下す必要はないと指摘する。2019年ICJ勧告
的意見によって、チャゴス諸島がモーリシャスの不可分の一部であるとして、チャ
ゴス諸島に対するモーリシャスの主権は認められており、イギリスの主張は同勧告
的意見に反するものであるという(93-96頁)。

ITLOSにおける先例でも、貨幣用金原則は適用可能な原則であることは認めら
れている⁽⁵⁾。本件において、チャゴス諸島に対する主権がイギリスではなく、モー
リシャスに属する場合にのみ管轄権の行使が可能であるという同原則の効果につ
いても、当事国間は一貫している。

両国の対立は、モーリシャスとイギリスの間のチャゴス諸島の領有権紛争は依然
として存在するか、解決されたのかという点にある。本件において、チャゴス諸島
に対する主権に関する紛争が存在するのであれば、イギリスは必要当事国であり、
貨幣用金原則によって本件特別裁判部の管轄権の行使が妨げられると考える。

上記の第1先決的抗弁と第2先決的抗弁の中核的な前提は、チャゴス諸島に対す
る主権に関する紛争の存否とその帰趨であり、本件特別裁判部は、第2先決的抗弁
の検討を行なうことによって、第1先決的抗弁についても結論を下すこととする。

(5) *M/V "Norstar" (Panama v. Italy)*, Preliminary Objections, Judgment, ITLOS Reports 2016, p. 84, para. 172.

B. 第2先決的抗弁：主権に関する紛争（101-251項）

1. 管轄権の範囲と本件紛争の性質（103-115項）

モルディブは、本件紛争の中核は、モーリシャス＝イギリス間の長年にわたる未解決の領有権紛争であり、UNCLOSの解釈又は適用に関わる紛争ではないと主張する。モルディブによれば、モーリシャスがUNCLOS74条1項及び83条における「向かい合っているか又は隣接する海岸を有する国」であるか否かは、モーリシャス＝イギリス間の領有権紛争について決定をすることと不可分であり、288条の下で本件特別裁判部は管轄権を有しないとす（103-105項）。

主権に関する問題の決定を要する紛争を、288条1項の規定及び南沙仲裁事件（2016年）を含む一連の判決における同規定の判示の通り⁽⁶⁾、UNCLOSの解釈又は適用に関する紛争とはみなさない。本件においても、特別裁判部の管轄権はUNCLOSの解釈又は適用に関する紛争に限定され、主権に関する紛争がそこに含まれないことには当事国は一致している（110-111項）。

本件において、モーリシャスは、①モーリシャスの排他的経済水域と200海里以遠を含む大陸棚の境界画定と②モルディブがUNCLOS74条1項及び83条が規定する最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う義務に違反したことを宣言することを求めている。これらの請求は、モーリシャスが74条及び83条1項における「向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国」であることが前提となることは両国が一致するところである。モーリシャスによるチャゴス諸島に対する主権に関する主張の妥当性、すなわち、チャゴス諸島の法的地位の問題が両国の主張の対立の中核である（112-115項）。

以上から、第1及び第2先決的抗弁の中核となるチャゴス諸島の法的地位の問題について以下の検討を行なう。

2. チャゴス諸島の法的地位（116-245項）

モルディブは、チャゴス諸島の法的地位について、①2015年UNCLOS仲裁は領有権紛争を解決しておらず、同仲裁は、モーリシャスとイギリスの間で既判力を有し、②2019年ICJ勧告的意見は、主権に関する紛争を解決するものではな

(6) *South China Sea Arbitration (the Republic of the Philippines v. the People's Republic of China)*, Award of 12 July 2016, p. 184, para. 5.

く、③国連総会決議 73/295 は、主権に関する紛争に影響を与えるものではない、そして④モーリシャスとイギリスの間での主権に関する紛争は解決していないため、モーリシャス=モルディブ間の境界画定を行なうことは出来ないと主張する。

一方、モーリシャスは、2019年 ICJ 勧告的意見によって、チャゴス諸島に関する領有権紛争は存在しなくなったと主張する。

(1) 2015年 UNCLOS 仲裁 (120-139 項)

モルディブは、モーリシャスとイギリスの間の領有権紛争は UNCLOS の解釈又は適用に関する紛争ではないとした 2015年 UNCLOS 仲裁の判断は、本件に関連性を有し、既判力を有する終局的決定 (the finality of decisions with the *res judicata*) であるとする。

モルディブによれば、同仲裁でイギリスが UNCLOS2 条 3 項、56 条 2 項及び 194 条 4 項違反が認定されたのは、沿岸国の権限を行使するのに際し、モーリシャスとの協議や同国の利益に妥当な考慮を払うのを怠ったことに理由がある。つまり、同仲裁廷は、イギリスをチャゴス諸島周辺の海域の管理に関する沿岸国とみなしている。この判断は、主権に関する紛争が解決するまでの間、モーリシャスとイギリスの間で既判力を有し、イギリスがチャゴス諸島に関して UNCLOS 上の沿岸国としての権利を行使する権限を有することになると主張する (122-123 項)。

これに対し、モーリシャスは、2015年 UNCLOS 仲裁は「沿岸国」の問題について判断しておらず、また 3 対 2 で主権の問題は管轄権を有していないと決定しており、既判力の問題は生じないと主張する。同国は、2015年 UNCLOS 仲裁後、2019年 ICJ 勧告的意見と国連総会決議 73/295 における「重大な進展」によって、チャゴス諸島が「モーリシャスの不可分の領土であること (an integral part of the territory of Mauritius)」であることが明確となり、モーリシャスが唯一の沿岸国であることは明確化されたとする (124-127 項)。

2015年 UNCLOS 仲裁はイギリスによる MPA 設置との関連で、そして 2019年 ICJ 勧告的意見は脱植民地化との関連でチャゴス諸島の法廷地位の検討を行なった。同仲裁では「沿岸国」の定義に関する第 1 申立について、両国間の主権に関する紛争の存在を認めた上で、管轄権の範囲外として判断を行なわなかった。同仲裁の管轄権及び受理可能性に関する判断において重要な役割を果たしたのは、1965年合意の有効性の問題であった。そして、同仲裁は、第 4 申立 (MPA 設置

と UNCLOS の整合性) について、1965 年合意の有効性を前提として以下の点について管轄権を認めた⁽⁷⁾ (133-135 項)。

(a) 2 条 3 項に関連して、イギリスが 1965 年合意で約束した領海におけるモーリシャスの漁業権、あるいは防衛目的が終了した場合におけるチャゴス諸島及び同島及びその周辺海域における鉱物資源の利益のモーリシャスへの返還について

(b) 56 条 2 項に関連して、防衛目的が終了した場合にモーリシャスにチャゴス諸島を返還するイギリスの約束及び同島及びその周辺海域における鉱物資源の利益をモーリシャスに返還するというイギリスの約束に関連する限りにおいて

本案の判断に際しても、1965 年合意の有効性を前提として、① イギリスがチャゴス諸島周辺の可能な限り (as far as practicable) の領海における漁業権を保障する、②防衛目的での利用が必要なくなった場合には、チャゴス諸島を返還する、③チャゴス諸島周辺海域における、あらゆる鉱物資源及び石油の権益をモーリシャスのために保全することについて両国間に法的約束があることが認定され、イギリスによるチャゴス諸島周辺への一方的な MPA の設置が UNCLOS 2 条 3 項、56 条 2 項及び 194 条 4 項の義務に違反するものであるとした⁽⁸⁾。

本件特別裁判部は、2015 年 UNCLOS 仲裁が第 4 申立について UNCLOS 上の義務違反を認定したという事実が、同仲裁廷がイギリスをチャゴス諸島の沿岸国であることを認めたことを意味するとは考えない。同仲裁廷は、明確に主権に関する紛争に管轄権を有しないとしており、第 4 申立について、主権に関する問題に予断を与えることなく (without prejudice)、MPA の設置と UNCLOS 上の義務の両立性について検討している。

以上、2015 年 UNCLOS 仲裁は、管轄権の制約から主権の問題について判断は示していない。しかし、チャゴス諸島の法的地位について、モーリシャスが漁業権、チャゴス諸島の返還権、諸島周辺の鉱物石油資源の利権などに関する法的拘束

(7) *Award on Chagos Marine Protected Area*, *supra* note 2, pp. 500-501, para. 323.

(8) *Ibid.*, pp. 582-583, para. 547.

力を有する約束をイギリスとの間で有するとした仲裁廷の認定は、モーリシャスが「向かい合っているか又は隣接する海岸を有する国」であるかについての評価に一定の役割を果たし得る(137-139項)。

(2) 2019年 ICJ 勧告的意見(140-215項)

モルディブは、2019年 ICJ 勧告的意見は、①主権問題や沿岸国の問題に言及したのではなく、② ICJ の勧告的意見は領有権紛争の解決を図るものではなく、③ 仮に ICJ が主権に関する紛争に助言を与えたとしても、それは拘束力を有しておらず、④ ICJ は、2015年 UNCLOS 仲裁の破棄を要請されていないし、そのような権限も意図も有していないと主張する。

モーリシャスは、2019年 ICJ 勧告的意見は、①脱植民地化を完了させるために、イギリスにはチャゴス諸島における施政を終了させる義務があることを決定し、② ICJ は、「チャゴス諸島を含むモーリシャスの領土保全を尊重する義務」について、その結論がすべての国連加盟国と国際機構に法的影響を及ぼすものとして、主権に関する問題については結論が下された(disposed)と主張する(142項)。

本件特別裁判部は、① ICJ に対する総会の諮問と勧告的意見の内容、② 勧告的意見の帰結と法的効果、③ 仲裁と勧告的意見の関係について検討する(168項)。

国連総会の諮問は、(a) モーリシャスの脱植民地化のプロセスの合法性と(b) イギリスによるチャゴス諸島の施政の継続から生じる国際法上の帰結であった。

脱植民地化と主権の問題の密接な関係を考えれば、総会の諮問が ICJ に対して二国間の主権に関する紛争を提起するものではなかったことが、2019年 ICJ 勧告的意見がチャゴス諸島の主権の問題に何ら関連性を有さないという推論(inference)を導くものではなく、また同意見が主権の問題について何らの示唆を与えるものではないということは考えられない(165-166項)。

2019年 ICJ 勧告的意見が、チャゴス諸島の主権に関する両国の対立する見解について何らかの判断を行なったかについて、モルディブは、同勧告的意見はモーリシャスとイギリス間の領有権紛争を解決していないし、解決することは出来ないと主張したのに対し、モーリシャスは、同勧告的意見によって最終的に同諸島に対する領有権が認められるという形で結論が下されたことと正反対の主張を有している。また「同意原則(principle of consent)」は、国家間紛争の司法的解決における基本原則であり、勧告的意見を含む国際的な司法手続によって、当事国の同意なしに

二国間の紛争を解決できるというのはこの原則に反することになる。しかし、このことは 2019 年 ICJ 勧告的意見が主権に関する争点に何ら示唆を与えるものではないことを意味しない (165-168 項)。

以上を踏まえて、2019 年 ICJ 勧告的意見は総会の諮問に対して、下記のような回答をした (170—174 項)。

(a) モーリシャスの脱植民地化のプロセスの合法性 (170-172 項)

ICJ は勧告的意見の 170-174 項において⁽⁹⁾、2015 年 UNCLOS 仲裁が主権に関する中核的な要素とした 1965 年合意がなされた環境を検討した上で、下記のように、チャゴス諸島の分離が人民の自由で真正な意思の表明に基づくものでなく、モーリシャスの脱植民地化のプロセスは合法的な形で完了していないと認定した (171 項)。

以上の決定は、チャゴス諸島に対する主権の問題に関して示唆を与えるものとなりうる。

(b) イギリスによるチャゴス諸島の施政の継続から生じる国際法上の帰結 (172-175 項)

ICJ は勧告的意見の 177-180 項及び 182 項において⁽¹⁰⁾、イギリスによるチャゴス諸島の施政の継続は、人民の自決権に合致するのではなく、継続的な性格を有する違法行為であると認定し、可能な限り速やかに終了すべきであるとした。また、同勧告的意見 173 項では、モーリシャスの脱植民地化の過程で採択された国連総会による諸決議に示された国際法上の義務として 1965 年にチャゴス諸島がモーリシャスから不法に分離された時点で、イギリスは、領土保全の原則を尊重すべき義務を負っていた、としている。本件特別裁判部は、この指摘はチャゴス諸島に対するモーリシャスの主権を示唆するものとする (174 項)。

本件特別裁判部は、上記の 2019 年 ICJ 勧告意見の認定とその他の関連要素を考慮し、チャゴス諸島の法的地位を評価する。これらの評価に基づいて、モーリシャスが UNCLOS 74 条 1 項及び 83 条における向かい合っているか又は隣接する海岸を有する国であるかについて結論を下す。

(9) *Advisory Opinion on Chagos Archipelago*, *supra* note 1, pp. 136-137.

(10) *Ibid.*, pp. 138-140

(c) 2019年ICJ 勧告的意見の帰結 (176-192項)

モルディブによれば、①勧告的意見は、モーリシャスとイギリス間の主権紛争に影響を及ぼさない。勧告的意見の正しい解釈 (correct interpretation) は UNCLOS の解釈又は適用に関する問題ではなく、本件特別裁判部の管轄権の範囲外である。②2019年 ICJ 勧告的意見の必然的な含意 (implication) として主権紛争が解決したとする主張は説得的ではない。国際法の原則として、施政国が脱植民地化のプロセスを完了させる義務を負うことは、必然的に、あるいは自動的に主権の喪失をもたらすものではない。③モーリシャスは南西アフリカ事件 (1970年) や西サハラ事件 (1971年) における勧告的意見を先例として主権問題が処理されたと主張するが、前者で扱われたのは委任状に基づく南アフリカの施政権の範囲であり、後者では、西サハラに対する主権に関する紛争やスペインの施政権に関して意見を求められたのではなく、歴史的権原あるいは歴史的紐帯に関して意見が求められたのであり、脱植民地化の義務と領域主権の問題を同視してはいない。よって、これらの事件から 2019年勧告的意見における脱植民地化の過程を終了させる義務の認定は、チャゴス諸島に対するモーリシャスの主権と同視することは出来ない (178-182項)。

モーリシャスは、モルディブによる 2019年 ICJ 勧告的意見の解釈は、ICJ の権威ある決定を無視し、覆すことを本件特別裁判部に求めるものであるが、特別裁判部は、ICJ や国連総会と反する見解に立脚して判決を下すことは出来ないと主張する。また本件特別裁判部は、境界画定に関して、ICJ が確認したモーリシャスの領土保全の尊重以上のものを求められていないとする。モルディブが主張するように脱植民地化の過程を完了させる義務が主権の喪失を伴うものでないとするなら、チャゴス諸島の違法な分離に基づくイギリスの主張の説得性を認めることになり、「不法から権利は生じない (*Ex injuria non oritur jus*)」とする一般国際法の原則に反することになると指摘する (184-185項)。

また、ICJ ナミビア事件勧告的意見 (1971年) の発出後に、国連総会は 1967年に「国連南西アフリカ理事会 (United Nations Council for South West Africa)」を設置し、同地域が独立するまでの間、南アフリカによる委任統治を終了させ、同理事会の権限の下に同地域を置いた。モーリシャスは、このことを勧告的意見の法的効果を示すものであると主張する。西サハラ事件勧告的意見では、その脱植民

地化に関する諮問内容は、主権の問題を内在するものであった。モーリシャスは、2019年 ICJ 勧告的意見も同様に脱植民地化に関わるものであり、一旦、脱植民地化の合法性について判断が下されば、領有権の問題は最早生じることはないと主張する（186-187項）。

ある領域の脱植民地化は当該領域に対する主権に重大な影響を与えるものであるが、脱植民地化が、どの程度、当該領域の主権に関わりうるかは、それぞれの事案の状況によって異なるものである。

チャゴス諸島を含むモーリシャスの脱植民地化と主権の問題は、2015年 UNCLOS 仲裁では、チャゴス諸島の分離に関する 1965年合意が中心的要素とされ、2019年 ICJ 勧告的意見では「総会により諮問された事項は、脱植民地化、及びそこで国連総会の役割というより広い参照枠組み（the broader frame of reference of decolonization）の中に位置づけられており、それとは切り離せない」⁽¹¹⁾とされており、脱植民地化と主権の問題は密接に結びついている。

2019年 ICJ 勧告的意見がチャゴス諸島の法的地位を明確化するものであるか否かは、本件特別裁判部の管轄権の中心的な問題であり、UNCLOS 288条4項により、本件特別裁判部は自らの管轄権の範囲を決定するのに必要な範囲で、同勧告的意見の帰結に関する当事国間の紛争についても判断する権限を有する（190項）。

(d) 2019年 ICJ 勧告的意見の法的効果 (193-206項)

モルディブは、ICJ 自身が繰り返し述べているように、勧告的意見は拘束力を有せず、2019年 ICJ 勧告的意見が領有権紛争に対する勧告を意図したものであったとしても、国連総会やイギリスやモルディブを含む加盟国を拘束するものではないと主張する（193-195項）。

モーリシャスは、勧告的意見はそれ自体拘束力を有するものではないが、「法的効果（legal effect）」を有しないということではないと主張する。勧告的意見は、国連の主要な司法機関である ICJ による「法の有権的な宣明（an authoritative statement of the law）」であり、勧告的意見における法的決定は、欧州司法裁判所など他の国際裁判において拘束力を有する処分的な法の宣明（binding and

(11) *Ibid.*, p. 118, para. 88.

dispositive statements of the law) として扱われている⁽¹²⁾。またパレスチナの壁事件や西サハラ事件の勧告的意見は、それ自体として効力を有さないが、ICJによって明確化・適用された法規はモロッコやイスラエルといった当事国を含む全ての国家を拘束していると主張する(199項)。

そして、モーリシャスは、本件においても、勧告的意見が言及するイギリスと国連加盟国が負うべき義務は、それ自体、法的拘束力を有するものであり、そのことは、総会決議においても確認されているとする(200-201項)。

本件特別裁判部は、ICJの勧告的意見が拘束力を有しえないことは一般に認められ、かつICJ自身もそのように述べてきたことに留意する⁽¹³⁾。しかし、同様に、審理の対象とした問題に関する国際法の有権的な宣明(an authoritative statement of international law)のひとつであることも認められてきた(202項)。

この点について、勧告的意見の「拘束力(the binding character)」と「有権的な性質(the authoritative nature)」を分けて考える必要がある。勧告的意見には拘束力はないが、国連の主要機関であるICJによって勧告的意見において精査されたその法的決定が、その重みや権威において、争訟事件の判決における決定に劣ることを意味しない。本件特別裁判部は、欧州司法裁判所が勧告的意見の法的拘束力を認めたとは考えないが、法や事実に関する決定の重要性を考慮したことに留意する(203-204項)。

ICJがチャゴス諸島の分離を伴うモーリシャスの脱植民地化が合法的に完了したものとはいえず、イギリスには、可能な限り速やかにチャゴス諸島の施政を終了すべき義務があると決定したことは事実であり、2019年ICJ勧告的意見に拘束力がないという理由だけで、看過することはできない。こうした決定は「法的効果(legal effect)」を有するものであり、これらの法的決定を承認した(recognizes)

(12) *Council of the European Union v. Front Polisario, Court of Justice of the European Union (Grand Chamber), Case C-104/16P, Judgment of 21 December 2016; Organisation juive européenne and Vignoble Psagot Ltd v. Ministre de l'Economie et des Finances, Court of Justice of the European Union (Grand Chamber), Case C-363/18, Judgment of 12 November 2019.*

(13) *Interpretation of Peace Treaties, First Phase, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1950, p. 71; see also Request for Advisory Opinion submitted by the Sub-Regional Fisheries Commission, Advisory Opinion, 2 April 2015, ITLOS Reports 2015, p. 26, para. 76.*

上で、チャゴス諸島の法的地位を考察する（204-206 項）。

(e) 2015 年 UNCLOS 仲裁と 2019 年 ICJ 勧告的意見の関係 (207-215 項)

モルディブは、2019 年 ICJ 勧告的意見は、主権に関する紛争を解決することを求められておらず、2015 年 UNCLOS 仲裁の破棄を意図したものではないと主張する。

モーリシャスは、2019 年 ICJ 勧告的意見において、総会の諮問のいかなる点に関しても 2015 年 UNCLOS 仲裁の既判力の問題は認められず、同仲裁でも UNCLOS 上の「沿岸国」に関する判断はなされていない、と主張する。

本件特別裁判部が 138 項で述べたように、2015 年 UNCLOS 仲裁は、管轄権に関する制限から主権に関する問題に判断を下しておらず、モルディブが主張する既判力の問題や 2015 年 UNCLOS 仲裁の破棄という問題は生じない（215 項）。

(3) 国連総会決議 73/295 (216-230 項)

モルディブは、①総会決議に拘束力はなく、②総会決議を勧告的意見の有権的解釈とみなすことは出来ず、また③事実の問題として、国連総会決議 73/295 の採択後も両国間に紛争は存在していると主張する。

モーリシャスは、2019 年 ICJ 勧告的意見発出後に採択された総会決議は、同勧告的意見を承認するものであり、内容的にもチャゴス諸島がモーリシャスの不可分の一部であることを確認し、イギリスに対して可能な限り速やかにチャゴス諸島における施政の終了と 6 か月以内の撤退を求めるものであり、勧告的意見における認定と合致するものであるとする。これらの勧告的意見と総会決議に照らして、国際法上の違法行為であるイギリスによるチャゴス諸島の施政の終了の拒絶は、継続的なモーリシャスの主権の侵害を構成している。モーリシャスによれば、この総会決議に示された義務は、モーリシャスの脱植民地化の過程が完了するために国連に協力する義務を課すものであり、イギリスに対してはモーリシャスがモルディブと海洋境界画定のための交渉を行なうことを妨げることを、モルディブに対しては交渉を遅滞させるためにイギリスの主張の援用を慎むことを求めるものであると云う（220 項）。

ICJ は、一定の例外を除いて、国連総会決議に法的拘束力はなく、勧告的なものであるとしている⁽¹⁴⁾。国連総会決議の法的決定の法的・事実上の効果について

(14) *South West Africa, Second Phase, Judgment, I.C.J. Reports 1966*, pp. 50-51, para.

も、その内容や採択の際の状況や文脈に依存するとされる⁽¹⁵⁾ (224-225項)。

国連総会決議 73/295 は、国連における脱植民地化における総会の主要な役割を強調した 2019 年 ICJ 勧告的意見を受けて採択された⁽¹⁶⁾。同勧告的意見では、脱植民地化の完了の方式については総会に委ね、加盟国にその実現への協力を求めた。このように国連総会決議 73/295 は、勧告的意見による脱植民地化に関する総会の一般的な任務の認定とモーリシャスの問題に関する特別の任務の付託を受けたものであり、チャゴス諸島の法的地位を評価する際に関連性を有するものである。同決議は、チャゴス諸島がモーリシャスの領域の不可分の一部であることを確認した上で、イギリスに対して決議採択から 6 か月以内に無条件にチャゴス諸島からの撤退を求めている (226-227 項)。

また国連総会の決議や実行から国連総会決議 73/295 のパラ 6 及び 7 に規定された義務の対象である「条約によって設立されたものを含む国際、地域、政府間機関」には、本件特別裁判部を含む独立した司法機能を有する国際司法機関が含まれるとは考えない。(230 項)

(4) 主権に関する紛争の現状 (231-245 項)

モルディブは、2019 年 ICJ 勧告的意見後も、依然としてチャゴス諸島をめぐるイギリスとモーリシャスの見解は対立し、紛争は存在しており、本件特別裁判部は、イギリスの主張の説得力の有無を判断すべきでなく、ただ紛争の存否についてのみ判断すべきと主張する (233-236 項)。

モーリシャスは、2019 年 ICJ 勧告的意見における決定に照らせば、本件特別裁判部の管轄権を妨げる両国間の紛争は存在しない。国際裁判所による有権的な宣明 (authoritative pronouncement) によって紛争が解決した (resolved) 後に、イギリスが政治的な理由で国際法上の根拠を有さない請求を行なったとしても、それは「根拠のない一方的な主張 (a mere assertion)」に過ぎず、それにモーリシャスが反論したとしても、法的な意味での紛争の存在を意味することにはならないと

98. (hereinafter called “*Judgment of Second Phase on South West Africa*”); see also, *Dispute Concerning Coastal State Rights in the Black Sea, Sea of Azov and Kerch Strait (Ukraine v. the Russian Federation)*, PCA Case No.2017-06, *Award on Preliminary Objections of 21 February 2020*, p. 53, para. 172. (hereinafter called “*Award on Preliminary Objections on Coastal State Rights*”)

(15) *Ibid.*, pp. 53-54, para. 174.

(16) *Advisory Opinion on Chagos Archipelago*, *supra* note 1, p. 135, para. 163.

する (237-238 項)。

2015 年 UNCLOS 仲裁で確認されたように、イギリスとモーリシャスの間には長年にわたる領有権紛争が存在した。しかし、本件における問題は、2019 年 ICJ 勧告的意見によってチャゴス諸島の法的地位が明確化 (clarified) されたかであり、両者の間に依然として対立する主張が存在するか否かではない。ICJ がチャゴス諸島をモーリシャスの不可分の一部と決定したのであれば、イギリスのチャゴス諸島に対する主張は、「根拠のない一方的な主張 (a mere assertion)」に過ぎず、紛争の存在を意味するものではない⁽¹⁷⁾ (243 項)。

本件とモルディブが依拠した UNCLOS 沿岸国権利仲裁 (先決的抗弁、2020 年) とでは、領有権に関する主要な点について先行する司法機関の判断が存在するか否かという点で違いが存在する。本件では、イギリスによるチャゴス諸島に対する施政の継続を違法とする勧告的意見の判断があり、イギリスによるチャゴス諸島に対する主権に関する紛争が存在するという議論に説得力は認められない (244-245 項)。

(5) 小括 (246 項)

- ・ 2015 年 UNCLOS 仲裁では、領有権に関する紛争の存在は認めつつ、管轄権の欠如によって主権の問題について検討は行われなかった。他方で、同仲裁廷は、主権の問題に予断を与えない (without prejudice to the question of sovereignty) としつつ、モーリシャスにチャゴス諸島周辺の漁業権、利用後の返還権、鉱物資源の権利の存在を認めた。このことはチャゴス諸島に対する主権の問題とは別に、モーリシャスに周辺海域に関する権原を認めることによって、チャゴス諸島は「特別なレジーム (special regime)」のもとにあることが明らかにされた。
- ・ 2019 年 ICJ 勧告的意見における法的決定は、チャゴス諸島の法的地位に対して法的効果と明確な関連性を有する。イギリスのチャゴス諸島に対する請求の継続は、ICJ による決定に反することになる。脱植民地化の過程は完了していないが、同勧告的意見における ICJ の決定からチャゴス諸島の主権につい

(17) *South West Africa Cases (Ethiopia v. South Africa; Liberia v. South Africa), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1962*, p. 328. (hereinafter called “*Judgment on Preliminary Objections of South West Africa*”)

て推断すること (inferred from) が出来る。

- ・ 国連総会決議 73/295 は、モーリシャスの脱植民地化の完了を確保するために必要な方式の付託を受け、イギリスに決議採択から 6 か月以内の撤退を求めたものである。イギリスがこの期限を徒過した事実は、イギリスによるチャゴス諸島に対する主権に関する主張が 2019 年 ICJ 勧告的意見に示された有権的な決定に反するものであるとする本件特別裁判部の見解を補強する。

3. 第 1・第 2 先決的抗弁に関する結論 (247-251 項)

- ・ 第 1 先決的抗弁：イギリスは、依然としてチャゴス諸島に関わる利益を有しているとしても、海洋境界画定に関する必要当事国と考えるに足る法益を有すると考えることは出来ない。
 - ・ 第 2 先決的抗弁：先の検討から、脱植民地化の完了以前にあっても、モーリシャスがチャゴス諸島周辺の海洋境界画定について「向かい合っているか又は隣接する海岸を有する国」(UNCLOS74 条 1 項及び 83 条 1 項) とする十分な結論が得られる。この結論は、2015 年 UNCLOS 仲裁、2019 年 ICJ 勧告的意見及び国連総会決議 73/295 と合致する。
- 以上から、第 1 及び第 2 先決的抗弁はともに却下される。

C. 第 3 先決的抗弁：UNCLOS74 条及び 83 条の要件 (252-293 項)

1. 74 条及び 83 条の解釈 (253-275 項)

モルディブは、74 条及び 83 条は「向かい合っているか又は隣接する海岸を有する国」に合意することまでは求められていないものの、合意の達成に向けた真摯な交渉を行なうことを義務付けており、本件付託前にこの義務が果たされていないと主張する。

モーリシャスは、特別裁判部の手続的要件は UNCLOS 第 XIV 部 (紛争の解決) の 283 条に規定されている「意見を交換する義務」のみであり、74 条や 83 条が規定する交渉義務は、第 5 部 (排他的経済水域) 及び第 6 部 (大陸棚) における実体法上の義務であると主張する。

UNCLOS74 条と 83 条は、海域こそ異なるものの、権原の重複する海域を有する沿岸国に適用される規定であり、1 項は、関係国に合意による境界画定を義務付

けるとともに、一方的な境界の設定を禁じるものであり、2項は、合理的な期間に合意に達しない場合に第IV部の手続を利用することを義務付けている。

これらの規定は、衡平な解決を達成するために、ICJ 規程 38 条に規定する国際法に基づいて、合意に達するために真摯な交渉 (*negotiation in good faith*) を行なうことを義務付けているが、境界画定について合意に達成することまでは求めていない⁽¹⁸⁾。何らかの理由で合理的期間に合意に達しない場合に締約国は一方的に境界を設定するのではなく、UNCLOS 第IV部の紛争解決手続を利用することが義務付けられている。

2. 74 条及び 83 条の適用 (276-287 項)

モルディブは、モーリシャスから海洋境界画定についての会合の申し入れがあったものの、イギリスとモーリシャスの間の領有権紛争の存在を理由に排他的経済水域・大陸棚の境界画定に関する二国間交渉は行われなかったことを認めている。また、モルディブは、モーリシャスの交渉の提案に対して、2019 年 ICJ 勧告的意見の発出後もチャゴス諸島に関するイギリスとモーリシャスの紛争の存在を理由に交渉を行わなかったため、紛争解決手続を開始する手続条件である 74 条と 83 条の義務を果たしておらず、本件特別裁判部は管轄権の行使はできないと主張する。

モーリシャスは、遅くとも 2010 年以降、両国で海洋境界画定の合意に向けた見解を共有する旨の共同声明を作成していたにも関わらず、2019 年 ICJ 勧告的意見発出後になされた交渉の提案に対してモルディブが回答を行わなかった事実を指摘し、74 条及び 83 条 2 項に規定された第IV部に定める手続に付することを正当化するものと主張する。

特別裁判部は、モーリシャスが提出した、同国が再三にわたってモルディブとの境界画定の交渉を試みていた記録に留意する。モルディブは、モーリシャスの申し出に全く関心を示さなかったわけではないが、イギリスとの領有権紛争を理由に交渉に応じることはなく、この姿勢は 2019 年 ICJ 勧告的意見の発出後も変わることはなかった。

以上の状況は、UNCLOS 74 条及び 83 条 2 項に規定された「合意に達することができない場合には、第IV部に定める手続に付する」状況にあたり、関係国に課さ

(18) *Maritime Delimitation in the Indian Ocean (Somalia v. Kenya), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2017*, p. 37, para. 90.

れた74条1項及び83条1項の関係国の義務は満たされており、第3先決的抗弁は却下される。

D. 第4先決的抗弁：紛争の存否(294-336項)

モルディブの第4先決的抗弁の申立は、第1の主張は、チャゴス諸島に対する領有権紛争が解決し、モーリシャスが74条及び83条における「向かい合っているか又は隣接している国」であることに争いがなくなるまで、モーリシャスとの間には海洋境界に関する紛争は存在せず、また存在しえない。紛争がなければ、特別裁判部に管轄権は存在しない、というものであり、第2には、モーリシャスは海洋境界の位置について明確に対立する証拠・主張を行っていない点を指摘し、具体的な境界線の位置についての不一致が紛争解決手続の開始に必要なものでないのであれば、潜在的に権原が重複する可能性がある海域が存在するだけで400海里以内の「向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国」は全てITLOSの法廷に立たされることになるというものであった。

本件特別裁判部は、第1点については、既に251項で、モーリシャスは、UNCLOS74条1項及び83条1項における沿岸国の地位とみなし得るとの見解を示した。第2点については、特別裁判部の管轄する事項は、提出された時点で「この条約の解釈又は適用に関する紛争」であり、両当事国が制定した国内法及びモルディブがCLCSに提出した情報とそれに対するモーリシャスの抗議からも、両国の排他的経済水域と大陸棚に関する主張が重複し、対立していることは明らかである(327-332項)。

また、海洋境界の紛争は、海洋境界の具体的な位置に関する不一致に限らず、他の様々な形態や状況で生じる可能性がある。結果として、本件通知の提出時点で、「両当事国の間には、海洋境界の画定に関する紛争が存在していた」と結論づける(333-335項)。

したがって、モルディブの第4先決的抗弁は却下される。

E. 第5先決的抗弁：手続濫用(337-350項)

モルディブは、第5先決的抗弁の申し立てにおいて、モーリシャスはUNCLOSの義務的紛争解決手続を利用して、2015年UNCLOS仲裁で得られなかった第三

国との領土紛争に関する判決を得ることを意図しており、モーリシャスの提訴は手続の濫用であると主張する。

モーリシャスは、イギリスが必要当事国であるというモルディブの先決的抗弁は、2019年 ICJ 勧告的意見及び総会決議 73/295 に反するもので、モルディブの主張には根拠があるとはいえない。またモーリシャスは、チャゴス諸島の主権に関する判決を求めているわけではないと主張する。

本件特別裁判部は UNCLOS74 条 1 項及び 83 条 1 項に基づく義務は果たされており、前述のように仲裁の通知が提出された時点で、両当事国間に海洋境界の画定に関する紛争が存在していたと認定する。モーリシャスは、UNCLOS74 条 2 項及び 83 条 2 項に基づき、UNCLOS 第XV部に規定されている紛争解決手続を利用し、その請求の内容は、UNCLOS74 条及び 83 条に関するものに限定されている (345-348 項)。

したがって、モーリシャスの請求は手続の濫用にあらず、モルディブの第 5 先決的抗弁を却下する。

F. 管轄権及び受理可能性に関する結論 (351-353 項)

本件特別裁判部は、インド洋における両当事国間の海上境界の画定に関する紛争を裁定する管轄権を有すると結論する。UNCLOS76 条に基づいて生じる問題を含め、上記の紛争に対して管轄権を行使できる範囲に関する問題を、本案手続に委ねることが適切であると判断する。

モーリシャスが通知の 28 項に記載した見解について、本案の手続きにおける検討及び決定のために留保することが適切であると判断する。

G. 主文 (354 項)

- (1) イギリスを必要不可欠の第三国とする第 1 先決的抗弁を却下 (全員一致)。
- (2) チャゴス諸島の主権に関する紛争に関する第 2 先決的抗弁を却下 (8 対 1)。
- (3) UNCLOS74 条及び 83 条に関する第 3 先決的抗弁を却下 (8 対 1)。
- (4) 紛争の存在を否定する第 4 先決的抗弁を却下 (全員一致)。
- (5) 手続濫用に関する第 5 先決的抗弁を却下 (全員一致)。
- (6) モーリシャスによるインド洋における海洋境界画定の請求は受理可能。但し、

76条から生じる問題に関する管轄権の範囲については本案に委ねる(8対1)。

(7) UNCLOS 74条3項及び83条4項の義務に関わるモーリシャスの請求の管轄権及び受理可能性の検討と決定は、本案まで留保する(全員一致)。

IV. 検討

1. 本件の位置づけ

本件先決的抗弁判決は、判決中でも言及されているように、2015年 UNCLOS 仲裁、2019年 ICJ 勧告的意見に続く、モーリシャス=イギリス間で領有権紛争の対象となっているチャゴス諸島の法的地位に関する3件目の国際裁判所による司法判断となる。

2015年 UNCLOS 仲裁は、イギリスによるチャゴス諸島周辺海域に対する MPA 設置に端を発し、モーリシャスにより、イギリスがチャゴス諸島の UNCLOS 上の「沿岸国」の地位の確認と MPA 設置の UNCLOS との整合について申し立てがなされ、UNCLOS 第 XV 部紛争解決手続に基づいて設置されたものであった。チャゴス諸島の領有権紛争を背景とするモーリシャスの申立に対して、同仲裁廷の判断は「紛争」の性質決定に関して3対2に分かれ、モーリシャスが異議を申し立てた MPA 設置についてのみ、1965年合意の有効性を前提として、その手法について UNCLOS 違反であるとの判決が下された。結果、モーリシャスが求めたイギリスの「沿岸国」の地位に関する申立は管轄権の範囲外の問題として却下された⁽¹⁹⁾。

この仲裁判決を不服としたモーリシャスとモーリシャスを支持するアフリカ連合加盟諸国らは⁽²⁰⁾、2017年、国連総会の場で、1968年にモーリシャスに付与された独立は、植民地独立付与宣言等の国連総会諸決議を含む国際法に照らして、モー

(19) 2015年 UNCLOS 仲裁の詳細については、拙稿「国際法上の紛争処理の断片化と紛争の拡散：チャゴス諸島海洋保護区仲裁事件を素材として」『専修法学論集』第135号(2019年)111-172頁。

(20) アフリカ連合では、モーリシャスの主張を全面的に支持する決議(Assembly of the African Union, Resolution on Chagos Archipelago, Doc EX.CL/901 (XXVII), Twenty-Fifth Ordinary Session 14-15 June 2015, Johannesburg, South Africa, Assembly/AU/Res. 1 (XXV)) が採択された。

リシャスの独立は脱植民地化のプロセスを合法的に完了したものか否かを ICJ に諮問する決議（71/292）の採択を推進した。2019年2月、ICJは、1968年のチャゴス諸島の分離を自決権に反するものと認定すると同時に、イギリスによるチャゴス諸島に対する施政の速やかな終了の義務及び全ての国連加盟国に対してその実現のために国連に協力する義務があることを認定した⁽²¹⁾（I. 事実）。

この勧告的意見に引き続き、モーリシャスは、チャゴス諸島周辺の海洋境界画定交渉について、チャゴス諸島についてイギリス＝モーリシャス間に「領有権紛争」が存在することを理由にモルディブが交渉に応じないことを UNCLOS 上の「境界画定紛争」として提訴し、UNCLOS 第 XV 部の下で構成されたのが本件特別裁判部である（II. 先決的抗弁判決に至る経緯）。

このように本件先決的抗弁判決を含む一連の国際裁判所の法的決定は、1965年に独立を条件にチャゴス諸島を分離されたモーリシャスの一貫した訴訟・外交戦略によって導出されたものであった。領有権紛争自体に対する具体的な付託同意の不在を迂回するために、モーリシャスは、部分的かつ多元的に裁判手続が交錯する現在の国際法秩序の下で、「紛争」の主題の法的構成、主張するフォーラム、そして当事国を変えて自己の主張を実現するために有利な法的判断を追求してきた。

2. 本件における主要な論点

今回の海洋境界画定紛争の当事国となったモルディブが、本件先決的抗弁で管轄権と受理可能性について提起した論点のうち本件に特徴的なものは、(1) 上記領有権紛争の一方の当事国であるイギリスが参加していない本件手続に関して ITLOS 特別裁判部は管轄権を有するのか（必要不可欠の第三国）、(2) 上記 (1) と関連して、条文上「この条約の解釈又は適用に関する紛争」（288 条 1 項）に管轄権を限定され、判例上も領有権紛争に管轄権を有しない UNCLOS 第 XV 部紛争解決手続

(21) 2019年 ICJ 勧告的意見については、伊藤一頼「人民の自決権の慣習国際法性と内容：チャゴス諸島事件」森川幸一他編『国際法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2021年）32-33頁、下山憲二「国際事例紹介(3) 1965年のモーリシャスからのチャゴス諸島の分離の法的帰結に関する勧告的意見（国際司法裁判所、2019年2月25日）」『島嶼研究ジャーナル』第9巻1号（2019年）120-132頁、玉田大「チャゴス諸島の分離に関する法的帰結：ICJ 勧告的意見（2019・2・25）」『法律時報』第91巻8号（2019年）4-6頁、山澤啓司「1965年のモーリシャスからのチャゴス諸島分離の法的帰結に関する勧告的意見（国際司法裁判所、2019年2月25日）」『専修法研論集』第66号（2020年）117-185頁参照。

が⁽²²⁾、先行する国際裁判の判断を含めチャゴス諸島の領有権紛争の現状を如何に評価すべきかという点であった。

(1) 必要不可欠の第三国

第一抗弁において、モルディブが提起した「必要不可欠の第三国」は「貨幣用金原則」から導かれた論理のひとつであり、本件判決中では特段の説明なく両者は互換的に用いられている⁽²³⁾。一般に「貨幣用金原則」の根拠は、国際裁判の管轄権が当事国間の同意に基づくものであるとされ⁽²⁴⁾、その内容は、「第三国の法的権益が、訴訟の主題を構成するときには、裁判所は、当該訴訟を審理する権限をもたないという原則」⁽²⁵⁾とされる。

①貨幣用金原則

貨幣用金原則は、貨幣用金事件(1954年)と東ティモール事件(1995年)によって確立した管轄権行使に関する原則とされ、その名称の元にもなった前者において初めてICJによって提示されたものである⁽²⁶⁾。同事件は、イタリアが第二次世界大戦中にドイツによって同国から持ち出したアルバニア国立銀行が所有していた貨幣用金を管理していたフランス、イギリス、アメリカに対して、その引き渡しをICJに申し立てた事案であった。その際、ICJは、イタリアが当該貨幣用金の配分を受けるか否かを決定するには、まずイタリアが主張するアルバニアの国内法が国際法に違反するものであるか否かを決定することになると指摘し、この状況は、本件訴訟に参加しない第三国であるアルバニアの同意なく、アルバニアの国際責任を判断することとなり、国際法上確立した原則である、裁判所はその管轄権を行使しうるのは、当該裁判所の管轄権に同意した国家のみであるとする原則に反することとなり、ICJの決定が単にアルバニアの利益に影響を与えるだけでなく、

(22) See e.g., *Award on Preliminary Objections on Coastal State Rights*, supra note 14, paras. 155-161.

(23) *Dispute Concerning Delimitation of the Maritime Boundary between Mauritius and Maldives in the Indian Ocean (Mauritius / Maldives)*, Preliminary Objections, Judgment of 28 January 2021, paras. 81-100. (hereinafter called “*Judgment on Preliminary Objections on Delimitation of the Maritime Boundary*”)

(24) 兼原敦子「第三者法益原則」国際法学会編『国際関係法辞典〔第2版〕〕(三省堂、2005年)574-575頁；岩沢雄司『国際法』(東京大学出版会、2020年)652頁。

(25) 兼原「前掲」(注24)574-575頁。

(26) 杉原高嶺「国際司法裁判における第三者法益原則：その形成事情と適用基準の分析」『法學論叢』第144巻4・5号(1998年)25頁。

「まさに裁判の主題を構成する (form the very subject-matter of the decision)」として⁽²⁷⁾、イタリアの申立に対する管轄権の成立を認めなかった。

この裁判所の判断は、自決権の法的効果の側面からも注目を集めた 1995 年の東ティモール事件においても踏襲された⁽²⁸⁾。この事件は、当時東ティモールを武力占領していたインドネシアがオーストラリアとの間で締結した大陸棚の境界画定条約と未画定部分に関する共同開発に関する暫定合意について、東ティモールの旧宗主国であるポルトガルが、オーストラリアを被告として、東ティモール人民の自決権及び施政国たるポルトガルの権利侵害を申し立てたものであった。この申立に対するオーストラリアによる管轄権及び受理可能性に関する先決的抗弁に対して、ICJ は、ポルトガルの請求の前提条件として、インドネシアの同意なしに、東ティモールの大陸棚に関する条約の締結権限やインドネシアによる東ティモールの継続的な占領など、本件訴訟に参加しなかった第三国であるインドネシアの行為の合法性について決定しなければならないことを理由に管轄権の行使を行なわないう旨の判決を下した⁽²⁹⁾。

これら 2 つの判決によって、貨幣用金原則は、同意原則に基づく国際裁判の管轄権に関する確立した原則とされ、先に紹介したように、一般に「まさに裁判の主題を構成する」場合に裁判所の管轄権の行使が妨げられる意義は第三国の法益の保護にあると解されてきた⁽³⁰⁾。

(27) *Case of the Monetary Gold Removed from Rome in 1943 (Italy v France, UK and US), Preliminary Question, Judgment, I. C. J. Reports 1954, p. 32.* (hereinafter called “*Judgment of Preliminary Question on Monetary Gold*”); 同事件については、杉原高嶺、薬師寺公夫「国際裁判と第三国」薬師寺公夫他編『判例国際法〔第 3 版〕』(東信堂、2019 年) 593-598 頁参照。

(28) 同事件の詳細については、曾我英雄「ICJ における東チモール事件」『専修法学論集』第 66 号 (1996 年) 153-177 頁、山形英郎「第三者法益原則：東ティモール事件」森川幸一他編『国際法判例百選〔第 3 版〕』(有斐閣、2021 年) 198-199 頁、杉原・薬師寺「前掲」(注 27) 593-598 頁参照。

(29) *East Timor (Portugal v. Australia), Judgment, I. C. J. Reports 1995, paras. 28-34.* (hereinafter called “*Judgment on East Timor*”)

(30) そのため、日本の代表的な論文・著作においても、同原則は、「第三国法益原則」の訳語が用いられてきた。しかし、以下の同原則をめぐる議論の現状を踏まえれば、現時点で、貨幣用金原則に「第三国法益原則」の訳語を与えることは、同原則の意義を理解する上でミスリーディングであるといえるかもしれない。See generally, e.g. AJIL Unbound Symposium: Mollengarden & Zamir’s “The Monetary Gold Principle: Back to Basics”; D. Akande, “Introduction to the Symposium on Zachary Mollengarden &

②「必要不可欠の当事国」論

前述のように、一般的には貨幣用金の意義が第三国の保護と解される一方で、本件判決において、「貨幣用金原則」とほぼ互換的に「必要当事国」が用いられているように、同原則の中核的要素を第三国法益の保護に求める理解とは異なる見解が存在してきた⁽³¹⁾。

同原則は、国際裁判の管轄権が同意原則に基づくことにその根拠を求める。しかし第三国の法益の保護については、ICJ 規程 59 条において「裁判所の裁判は、当事国間において且つその特定の事件に関してのみ拘束力を有する。」として、裁判に参加しない訴外の第三国には裁判所の決定の効力は及ばないことは明記されている⁽³²⁾。

そのため、同原則は、第三国の利益の保護との関係ではなく、同意原則による管轄権の制約にも関わらず、管轄権外の事実や法的関係によって裁判所が付託された事項についての適切な決定を行ないうるか否かという「司法機能の保全 (safeguarding of the judicial function)」から導かれたものであると理解する立場が存在してきた⁽³³⁾。この見解によれば、第三国の法益は、「司法機能の保全」を判断する際の

Noam Zamir “The Monetary Gold Principle: Back to Basics”, *AJIL Unbound*, 115, pp. 140-143; J. McIntyre, “Rules are Rules: Reconceiving Monetary Gold as a Rule of Procedure” *AJIL Unbound*, 115, pp. 144-148; P. D’Argent, “The Monetary Gold Principle: A Matter of Submissions” *AJIL Unbound*, 115, pp. 149-153; M. Paporinskis, “Long Live Monetary Gold “Terms and Conditions Apply”, *AJIL Unbound*, 115, 154-159; F. Montal, “Does Consent Engender Compliance? Insights from Empirical Research on International Tribunals” *AJIL Unbound*, 115, pp. 160-163; B. Bonafé, “Adjudicative Bilateralism and Community Interests” *AJIL Unbound*, 115, pp. 164-169.

(31) 杉原は、必要当事国論と前提論を別個のものとして理解している(杉原「前掲論文」(注26)34-35頁)。また同原則を慣習法上の原則として、国際裁判一般に適用される法理とするものとして、Ori Pomson “Does the Monetary Gold Principle Apply to International Courts and Tribunals Generally?,” *Journal of International Dispute Settlement*, Vol. 10, No. 1(2019), pp. 88-125.

(32) 貨幣用金事件においても、ICJ 規程 59 条による第三国の法益については、言及している(*Judgment of Preliminary Question on Monetary Gold*, *supra* note 27, p. 32)

(33) 杉原「前掲論文」(注26)34-35頁; 山形「前掲」(注28)199頁; Alexander Orakhelashvili, “The Competence of the International Court of Justice and the Doctrine of the Indispensable Party: from Monetary Gold to East Timor and Beyond” *Journal of International Dispute Settlement*, Vol. 2, No. 2 (2011), pp. 373-392; Hugh Thirlway, *The Law and Procedure of the International Court of Justice: Fifty Years*

基準のひとつではあっても、第三国の法益への影響自体が管轄権の行使を妨げることにしないことになる。この「司法機能の保全」を重視する立場から貨幣用金原則を理解するのが「必要不可欠な当事国理論」である。同理論は、ニカラグア事件（管轄権・受理可能性）（1984年）に際して、集団的自衛権の行使に関連してアメリカによって、管轄権に対する抗弁として初めて主張されたものとされる⁽³⁴⁾。この際のアメリカの主張が、同国の国内法の概念に由来するものか、あるいは貨幣用金事件の独自の理解によるものかは明らかではないが⁽³⁵⁾、ICJは、ニカラグアにより付託された紛争について、アメリカが問題となる集団的自衛権の行使に関する利益の影響を受けるとした中米諸国（ホンジュラス、エルサルバドル、コスタリカ）の地位が、貨幣用金事件におけるアルバニアと同じ「真に手続にとって不可欠である（truly indispensable to the proceedings）」とみなすことはできないと判断した⁽³⁶⁾。

こうした理論が主張される背景には、国際責任の認定という第三国の法益に直接係わる場合においてもICJが管轄権の行使を認めていた事案の存在がある。

東ティモール事件に先立つナウル燐鉱地事件（1992年）では、ナウルによる燐鉱地の復旧を求める申し立てに対して、被告であるオーストラリアは信託統治の共同施政国であったイギリス及びニュージーランドが訴訟に参加していないことを理由として、ナウルの申立の受理は、同意原則に反して訴外の共同施政国の義務を判断することになると請求の却下を求めた⁽³⁷⁾。これに対して、ICJは、訴外アル

of Jurisprudence Vol.1 (Oxford University Press, 2013), p. 730; *idem, The Law and Procedure of the International Court of Justice: Fifty Years of Jurisprudence Vol.2* (Oxford University Press, 2013), p. 1660.

(34) 杉原「前掲論文」(注26) 34-35頁。同事件の詳細については、中島啓「先決的抗弁の分類：ニカラグア事件（管轄権・受理可能性）」森川幸一他編『国際法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2021年）190-191頁、東泰介「ニカラグア事件」葉師寺公夫他編『判例国際法〔第3版〕』（東信堂、2019年）657-663頁参照。

(35) 杉原「前掲論文」(注26) 34-35頁。但し、Orakhelashviliは、必要当事国論の論理的な起源は、貨幣用金事件に求められるとする（Orakhelashvili, *supra* note 33, p. 374）。

(36) *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Jurisdiction and Admissibility, Judgment, I.C.J. Reports 1984*, pp. 430-431, paras. 86-88.

(37) 同事件の詳細については、杉原高嶺「ナウル燐鉱地事件（先決的抗弁）（判決・1992年）」『国際法外交雑誌』第93巻3・4号（1994年）204-221頁、杉原・葉師寺「前掲」(注27) 593-598頁参照。

バニアの責任の決定がイタリアの請求を審理する前提条件であった貨幣用金事件と、同事件は異なる状況であるとして、オーストラリアによる先決的抗弁を退ける判断を下している⁽³⁸⁾。

③貨幣用金原則の不適用と「チャゴス諸島の法的地位」

こうしたICJの判断の差異を分析した山形英郎は、「必要当事国理論」の観点からICJが直面した状況を「前提的紛争処理」が必要な場合と「並行的紛争処理」が可能な場合とに分類した⁽³⁹⁾。

前述のナウル燐鉱地事件においてICJが判示したように、貨幣用金事件において訴外アルバニアとイタリアとの紛争に対する判断が、ICJが付託されたイタリアの請求を審理する前提条件をなしていた。東ティモール事件も同様に、訴外インドネシアによる東ティモール占領の法的性格やオーストラリアとの条約締結権限に関する問題を先決的に決定しなければ、ポルトガルの請求を判断できないという点において、両事件では同意原則に基づいて管轄権が成立するICJにとって本案審理に必要とされる条件を欠いていた(前提的紛争処理の欠如)。

これに対して、共同施政国の不参加を理由に管轄権に抗弁を申し立てたナウル燐鉱地事件では、他の施政国に管轄権が行使できない場合であっても、オーストラリアに対しては管轄権を有しており、その責任を明らかにすること(並行的紛争処理)は可能であり、ナウルによる請求を審理する前提条件を欠くことにはならない。そして、ICJによるオーストラリアの責任の認定は、事実上、他の施政国の存否と追及に影響を与えることになるが、ICJは、同規程59条の存在を理由に管轄権を妨げるものではないとする判断を下した⁽⁴⁰⁾。

このように、上記「必要当事国理論」による分析によれば、ICJの貨幣用金原則に関する判断基準は、第三国の法益の保護より、むしろ、同意原則に基づき、当事国が付託した範囲の事項に対してのみ管轄権を有する国際裁判において、訴外の当事国に関わる事実や法的関係を含む申立国の請求を当該裁判所が審理する際に付

(38) *Certain Phosphate Lands in Nauru (Nauru v. Australia)*, Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1992, p. 261, para. 55. (hereinafter called “Judgment on Preliminary Objections on Certain Phosphate Lands in Nauru”)

(39) 山形「前掲」(注28)199頁。

(40) *Judgment on Preliminary Objections on Certain Phosphate Lands in Nauru*, supra note 38, pp. 260-261, paras. 54-55.

託された国家責任の認定等の紛争処理について司法機関としての機能を果たす条件を満たしているのかという点にあることになる。

上記の議論を本件に照らせば、当事国であるモルディブと訴外のイギリスがその存在を主張したチャゴス諸島の領有権をめぐる紛争の存否が前提的紛争であることは明らかである。そして、「司法機能の保全」という観点からは、条文中「この条約の解釈又は適用に関する紛争」(288条1項)に管轄権を限定され、判例上も領有権紛争に管轄権を有しない⁽⁴¹⁾ UNCLOS 第 XV 部の紛争解決手続における司法機能にとって、チャゴス諸島の領有権をめぐる紛争の存否自体と当事国、「紛争」の主題の法的構成、フォーラム、そして法的性質が異なる 2015 年 UNCLOS 仲裁、2019 年 ICJ 勧告的意見及びその後の総会決議 73/295 が「チャゴス諸島の法的地位」に与えた影響を、どのように考慮・検討すべきかが問題となる。

本件特別裁判部は、第一抗弁について、チャゴス諸島をめぐる領有権紛争が存在するのであれば、イギリスが必要不可欠の当事国であるとする一方で、第三国であるイギリスの法益への影響を特段の検討することなく、モーリシャスが本件の主題である境界画定の当事国であるか否かの前提問題は、2015 年 UNCLOS 仲裁、2019 年 ICJ 勧告的意見及びその後の総会決議 73/295 を踏まえた「チャゴス諸島の法的地位」の現状であるとして、第一抗弁と第二抗弁を併せて検討するとした。

結果として、本件では、モーリシャス＝イギリス間の領有権紛争が前提的紛争であることを認めながら、2019 年 ICJ 勧告的意見に対する自らの解釈に基づき管轄の成立について結論が下され、同原則の適用はなされなかった。また、(2) に見るように貨幣用金原則の意義や第三国であるイギリスの法益や自決権違反から生じる国家責任などの具体的な問題は、第二抗弁における主権における紛争、より正確には 2019 年 ICJ 勧告的意見によって定式化された「チャゴス諸島の法的地位」の問題に吸収されることになった。

(2) 前提紛争処理としての「チャゴス諸島の法的地位」の「承認」

本件特別裁判部は、本案の主題がモルディブ＝モーリシャス間の海洋境界画定であるものの、管轄権に関する問題の中核は「チャゴス諸島の地位」にあるとして、

(41) See e.g., *Award on Chagos Marine Protected Area*, *supra* note 2, p. 90, paras. 220-221; *Award of Preliminary Objections on Coastal State Rights*, *supra* note 22, paras. 155-161.

両国による2015年UNCLOS仲裁、2019年ICJ勧告的意見及びその後の総会決議73/295がこの点に対して与えた影響に関する一連の主張の検討を行なった。

「チャゴス諸島の法的地位」の現状について、モーリシャスは、同国がUNCLOS74条1項及び83条における沿岸国であるか否かは領有権紛争について決定することと不可分であり、288条の下で本件特別裁判部は管轄権を有しないとする一方で⁽⁴²⁾、2019年ICJ勧告的意見によって、チャゴス諸島に関する領有権紛争はもはや存在しないと主張した。さらに、判決が重視した2019年ICJ勧告的意見との関連でモーリシャスの議論を敷衍すれば、同勧告的意見によって、チャゴス諸島が「モーリシャスの不可分の領土であること (an integral part of the territory of Mauritius)」であり、モーリシャスが唯一の沿岸国であるという主権の問題を明確にし、結論を下すものであった、と評価した⁽⁴³⁾。

対するモルディブは、本件紛争の中核は、モーリシャス＝イギリス間の長年にわたる領有権紛争は未解決であり、UNCLOSの解釈又は適用に関わる紛争ではないと主張した。

① ICJ 勧告的意見の「法的効果」と「承認」

一般論とすれば、モーリシャスはその拠り所とするICJの勧告的意見は法的拘束力を有するものではなく、本件における両当事国の立場を拘束するものはない。しかし本件特別裁判部は、勧告的意見は法的拘束力を有しないとする一般論を肯定しつつ⁽⁴⁴⁾、2019年ICJ勧告的意見は、本件の前提的紛争に対する決定に「法的効果 (legal effect)」を及ぼすものであるとした⁽⁴⁵⁾。

本件特別裁判部は、2019年ICJ勧告的意見は、(a)モーリシャスの脱植民地化のプロセスが合法的に完了しなかったことと(b)イギリスによるチャゴス諸島の施政の継続は自決権に違反するものであり、速やかに終了する義務を負うものであることを認定し、(c)総会による諮問の意図が二国間の主権に関する紛争を提起するものではなかったことを確認した。他方、チャゴス諸島の領有権を含むモーリシャスの脱植民地化と主権の問題について、2019年ICJ勧告的意見によって「総会に

(42) *Judgment on Preliminary Objections on Delimitation of the Maritime Boundary*, *supra* note 23, p. 33, paras. 103-105.

(43) *Ibid.*, pp. 38-39, 44, paras. 124-127, 142.

(44) *Ibid.*, p. 61, para. 202.

(45) *Ibid.*, pp. 61-62, paras. 203-206.

より諮問された事項は、脱植民地化、及びそこでの国連総会の役割というより広い参照枠組み（the broader frame of reference of decolonization）の中に位置づけられており、それとは切り離せない⁽⁴⁶⁾ものとなったとして、同意見によるモーリシャス＝イギリス間の領有権紛争の定式化と「脱植民地化」を参照枠組みとする文脈のなかで、本件における前提問題であるチャゴス諸島の法的地位の問題を取り扱うとした。

その上で本件特別裁判部は、ICJ 勧告的意見一般の法的意義を「拘束力」と「有権的な性質」に分け、拘束力を有しない場合でも、後者の点から、勧告的意見中のモーリシャス＝イギリス間の領有権紛争に関する性質決定は看過することの出来ない「法的効果」を「承認（recognizes）」し、本件におけるチャゴス諸島の法的地位を考察するとした⁽⁴⁷⁾。

次いで、国連総会決議 73/295 についても同様に、本件特別裁判部は一般論として総会決議に法的拘束力はないことを認めつつ、脱植民地化に関する総会の一般的な任務と同決議が脱植民地化における総会の主要な役割と同勧告的意見が決定した国際法違反を合法的に完了する方式を総会に委ねた点を重視した。具体的には、総会決議がチャゴス諸島がモーリシャスの不可分の一部であることを認めたこと、イギリスが総会が定めた脱植民地化の具体的な完了方式に違反したことを勧告的意見の見解を補強するものであるとして、勧告的意見によるチャゴス諸島の法的地位を評価する際に関連性を有すると判断した⁽⁴⁸⁾。

このように本件判決は、チャゴス諸島をめぐる領有権紛争の一方の当事国であるモーリシャスを当事国とするものの、当事国の異なる仲裁判決、国連総会や勧告的意見などの裁判とは異なる性格を有するフォーラムにおける異なる主題の構成から生み出された法的性質が異なる一連の法文書を脱植民地化という文脈に沿って、一貫したものとして再構成することを試みるものであった。そして、その結論に至る過程で、本来、自らの管轄権の範囲外にある領有権に関する前提的紛争に対する判断を、勧告的意見の法的効果という形を通じて「チャゴス諸島の法的地位」に関する自らの判断に代替させることによって、管轄権成立の正当化を図るも

(46) *Advisory Opinion on Chagos Archipelago*, supra note 1, p. 118, para. 88.

(47) *Judgment on Preliminary Objections on Delimitation of the Maritime Boundary*, supra note 23, pp. 61-62, paras.

(48) *Ibid.*, pp. 50-54, 72-73, paras. 165-168, 170-175, 246.

のであった。

こうした本件特別裁判部による脱植民地化を基点とした「紛争」の当事国、主題の法的構成、フォーラム、そして法的性質が異なる一連の法文書の統一的な構成からは、様々な疑問点を浮かび上がらせることになった。

②勸告的意見の「法的効果」の意義・射程

本件判決が指摘するまでもなく、従来、ICJの勸告的意見における法的決定は、後の国際裁判・勸告的意見において参照・考慮され、その結論にこのような事実上の影響を与えてきた。その理由が、「国連の主要な司法機関」(国連憲章92条)としての機関の権威、あるいは事案の類似性・関連性によるかに関わらず、先行する国際法解釈を参照・検討することによって、各種の裁判所が法的安定性の確保や自己の判断の正当化を図ることは国際法の解釈適用を付託された国際裁判一般に見られるものである。しかし、こうした事実としての先例尊重の在り様と勸告的意見の法的効果として後の国際裁判における国際法の解釈適用に対して拘束力や既判力を有するか否かという問題は別問題であるはずである。

しかし、本件判決は「法的効果 (legal effect)」という表現を用いて、本件特別裁判部の司法機関としての裁量としてではなく、むしろ非拘束的な文書である勸告的意見の効力として裁判所の判断に影響を与えるものであるとした。

本件特別裁判部は、本件判決における2019年ICJ勸告的意見の位置づけの一般化を回避するために、規範としては、脱植民地化とその実現手段としての自決権、組織法としては国連において脱植民地化全般に対する総会の果たしてきた役割とモーリシャスに対する責務に繰り返し言及することによって、法的効果に関する判示の射程の限定を試みている⁽⁴⁹⁾。しかし、確かに脱植民地化や総会の果たした役割が本件先決的抗弁の中核的な問題とされた「チャゴス諸島の法的地位」の決定に関わる特徴的な要素であるとしても、今後の判決において、少なくとも脱植民地化という文脈、そしてその規範の性格として2019年ICJ勸告的意見が脱植民地化の法的性格として指摘した対世性を有する他の規範にも拡張される可能性は否定できない。

③ICJの「司法機能の保全」への影響

このような本件特別裁判部による2019年ICJ勸告的意見の「解釈」は、ICJ自

(49) *Ibid.*, p. 66-67, paras, 224-227.

体が積み上げてきた司法機関としての機能分化を曖昧化する恐れがある⁽⁵⁰⁾。ICJは、具体的な紛争に関して当事国間において拘束力を有する判決を下す争訟的機能と「国連の主要な司法機関」として諮問された「法律問題 (legal question)」に対して拘束力を有さない意見を示す勧告的機能 (ICJ 規程 66 条) は、同一の機関による異なる機能を有する法的決定であり、管轄権の行使についても両者には異なる基準が適用されてきた。特に、二国間紛争との関係について 2019 年 ICJ 勧告的意見は、「国家はその同意なくしてその紛争が司法的解決に付託することを認める義務を負わないという原則を迂回する効果を持ってしまう場合には、勧告的意見を付与しない止むを得ない理由となる」と明確に述べ⁽⁵¹⁾、当該勧告的意見が、国家による同意原則を迂回する効果を有するとは考えないことを確認していた⁽⁵²⁾。にもかかわらず、本件特別裁判部は、勧告的意見の法的決定に対する自らの解釈によって、まさに迂回の対象とされた紛争に対する一方の主張を排除し、当該紛争の存在自体を否定した上で管轄権行使の決定を行なっている⁽⁵³⁾。

こうしたフォーラムをまたいだ同意原則の迂回とそこから導かれた法的決定の承認は、今後の各国による勧告的意見制度の利用や ICJ による受理可能性・管轄権の判断に影響を及ぼし、各司法機関の機能に相互干渉を生じさせる要因となることも考えられる⁽⁵⁴⁾。

(50) 2019 年 ICJ 勧告的意見における争訟的機能と勧告的機能めぐる議論の詳細については、永田高英「チャゴス諸島勧告的意見における「二国間紛争」要素の取り扱い：モーリシャスからのチャゴス諸島の分離（1965 年）の法的帰結に関する国際司法裁判所勧告的意見（2019 年）」『立正大学法制研究所研究年報』第 25 号（2020 年）39-49 頁参照。

(51) *Advisory Opinion on Chagos Archipelago*, *supra* note 1, p. 117, para. 85.

(52) 岩沢判事は、勧告的意見は脱植民地化に関する総会の機能の遂行を助ける範囲で意見を付与しているにすぎず、チャゴス諸島の「最終的地位 (eventual legal status)」を決定したのではないと述べている (*Declaration of Judge Iwasawa, Advisory Opinion on Chagos Archipelago*, *supra* note 1, para. 10)。

(53) *Judgment on Preliminary Objections on Delimitation of the Maritime Boundary*, *supra* note 23, p. 72, paras. 244-245.

(54) 例えば、2021 年 2 月 4 日に下された国際司法裁判所 (ICJ) による人種差別撤廃条約適用事件の先決的拒弁判決 (カタール対 UAE) では、カタールが ICJ への提訴の対象としたものと同様の UAE による措置について、2019 年 8 月 27 日の人種差別撤廃 (CERD) 委員会が条約違反の受理可能性決定を下したのに対し、CERD 委員会の決定の根拠となった 1 条 1 項の「民族的出自 (national origin)」の解釈を明確に否定し、現在の国籍に基づく「市民でない者 (non-citizens)」に対する区別は、同条約が禁止の対象とする差別の中には含まれないとする独自の解釈によって、同条約に基づく管轄権を否定した (*Application of the International*

④「紛争存在の否定」の導出：「領有権紛争」の現状

本件特別裁判部では、②で示した勧告的意見の位置づけによって、モーリシャスが主張した国際裁判所による有権的な宣明 (**authoritative pronouncement**) によって紛争が解決した (**resolved**) という立場を直接に容認しないものの⁽⁵⁵⁾、勧告的意見において ICJ がチャゴス諸島をモーリシャスの不可分の一部と決定したことに基づき、イギリスによるチャゴス諸島に対する主張は、「根拠のない一方的な主張 (**a mere assertion**)」とされ、最早、管轄権行使を妨げる前提的紛争であるチャゴス諸島に対する領有権紛争は、国際法上、存在しないものと解される判断が示された⁽⁵⁶⁾。

本件の第4抗弁でも提起されているように、従来、多くの国際裁判で「紛争」の存否が争われ、ICJ の判決中においても、繰り返し紛争の存在について概念規定がなされてきた。PCIJ マヴロマティス・パレスタイン事件 (1924年) における「法や事実に関する不一致、すなわち法的見解や利益の衝突」⁽⁵⁷⁾ に始まり、本件でも関連する先例として言及された ICJ 南西アフリカ事件先決的抗弁判決 (1962年) でも「一方当事国の請求が他方によって明確に反対されている」⁽⁵⁸⁾ 状態であるとされている。

他方で、上記の定義のコロラリーとして、一方の当事国による主張が法や事実にも明確に根拠づけられていない「根拠のない一方的主張」である場合には紛争の存在

Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Qatar v. United Arab Emirates), Preliminary objections, Judgment of 4 February 2021, paras. 71–101; Committee on the Elimination of Racial Discrimination, Decision on the Admissibility of the Inter-State Communication Submitted by Qatar against the United Arab Emirates, 27 August 2019, U.N. Doc. CERD/C/99/4, paras. 53-63. ICJ のこの解釈が今後の CERD の活動にどのような影響を与えるかは、判決の当事国以外の効果を検討する上で注目に値する。

(55) *Judgment on Preliminary Objections on Delimitation of the Maritime Boundary, supra note 23, p. 70, paras. 237-238*

(56) *Ibid.*, p. 71-73, paras. 243-246.

(57) *The Maurommatis Palestine Concessions, Judgment (Greece v. Britain), P.C.I.J. Series A, No. 2, p. 11.* 同事件については、濱本正太郎「外交的保護の性質：マヴロマティス・パレスタイン事件」森川幸一他編『国際法判例百選〔第3版〕』(有斐閣、2021年) 140-141頁、酒井啓亘「外交的保護権の性格」葉師寺公夫他編『判例国際法〔第3版〕』(東信堂、2019年) 500-505頁も参照。

(58) *Judgment on Preliminary Objections of South West Africa, supra note 17, p. 328.*

が認められないとの判示がなされてきた⁽⁵⁹⁾。

本件先決的抗弁判決は、2019年 ICJ 勧告的意見自身が二国間の紛争解決の意図だけでなく、勧告的意見の発出が紛争解決の迂回であることを明確に否定したものであるにもかかわらず、本件特別裁判部の管轄権外の事項であり、かつ、前提的紛争であるモーリシャス＝イギリス間の領有権紛争を勧告的意見を介在させることによって直接的な判断を回避した。その一方で、勧告的意見におけるチャゴス諸島をモーリシャスの不可分の一部とした「チャゴス諸島の法的地位」からの推断 (*infer from*) によって、一方の主張を「根拠のない一方的な主張」であるとして領有権紛争の存在を否定した⁽⁶⁰⁾。

同じく UNCLOS 第 XV 部の紛争解決手続において、クリミア半島の領有権が前提的紛争となっている沿岸国権利事件先決的抗弁判決 (2020年) では、管轄権外の前提的紛争の存在を理由として請求の一部について管轄権は認められなかった⁽⁶¹⁾。本件先決的抗弁判決は、上記 UNCLOS 仲裁と本件との差異を先行する司法機関による判断の有無に求めている⁽⁶²⁾。しかし、両者の違いは単なる司法判断の有無に止まるものではない。本件における先行する司法判断は主題やフォーラムの法的性格が異なる訴外の第三国に関する判断であり、UNCLOS 第 XV 部の紛争解決手続の管轄権の範囲内で、どのような基準で、どのような訴外の機関の判断・決定を審査・承認することが可能であり、その効果が訴外の第三国を含む関係国にどのように及ぶものであるかについては、今後、より詳細な検討が求められよう。

後述するように、本件で訴外にあるイギリスは、このような勧告的意見の効果を否定し、本件先決的抗弁判決についても第三国として影響を受ける立場にないとす

(59) 玉田大「[紛争]の存在：核軍縮交渉義務事件（マーシャル諸島対イギリス）」森川幸一他編『国際法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2021年）188-189頁；*Judgment on Preliminary Objections of South West Africa, supra note 17, p. 328; Applicability of the Obligation to Arbitrate under Section 21 of the United Nations Headquarters Agreement of 26 June 1947, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1988, p. 27.*

(60) *Judgment on Preliminary Objections on Delimitation of the Maritime Boundary, supra note 23, p. 71-73, paras. 243-246.*

(61) *Award on Preliminary Objections on Coastal State Rights, supra note 14, paras. 150-198, 492.*

(62) *Judgment on Preliminary Objections on Delimitation of the Maritime Boundary, supra note 23, p. 72, paras. 244-245:* 本件特別裁判部のメンバーのうち、7名中2名、President Paik と Judge Bouguetaia は、沿岸国事件のメンバーでもある。

る姿勢を貫いている。この判決をもって、チャゴス諸島の領有権について法的拘束力を有する決定が下されたとするモーリシャスとの間には、明確な法的見解及び利益の不一致が存在する状態は継続している。むしろ、当初の領有権問題を越えて、2019年ICJ勧告的意見の効果、同勧告的意見で指摘されたイギリスによる対世的性格を有する自決権違反が如何なる具体的な帰結をもたらすのか、について争点が増したかに見える。

⑤自決権の対世的性格の帰結

自決権の有する対世的性格については、東ティモール事件、パレスチナの壁事件(2004年)などを通じて議論が重ねられてきた⁽⁶³⁾。本件判決は、この点について基本的に2019年ICJ勧告的意見を踏襲しており、簡単な指摘に止めることにする。

2019年ICJ勧告的意見は、「自決権の尊重は対世的義務であり、全ての国家が当該権利の保護に関して法的利益を有する」として、全ての国連の加盟国に対して、国連総会が選択した手段で自決権の実現が図られるために協力しなくてはならないとの判断を示した⁽⁶⁴⁾。同勧告的意見は、チャゴス諸島の分離とイギリスによる施政の継続が自決権の違反であること、そしてイギリスの施政が可能な限り速やかに終了されることは求めたものの、チャゴス諸島の返還のみならず、イギリス=アメリカ間のチャゴス諸島の利用に関する協定の合法性にも言及しなかった。そして、脱植民地化の完了の具体的な手段の選択は、総会の判断に委ねることとされた。

その後採択された総会決議73/295では、チャゴス諸島がモーリシャスの不可分の一部であること、義務の対世的性格からすべての加盟国に協力の義務があることが確認されるとともに、イギリスによる施政の6か月以内の終了とチャゴス人の帰還・居住の支援、そして、全ての加盟国に加えて、国連とその専門機関及び全ての国際機関・地域機関・政府間組織に対して、チャゴス諸島がモーリシャスの不可分の一部であることを認め、可能な限り速やかに脱植民地化が完了することを支持

(63) 曾我「前掲論文」(注28)153頁、濱本正太郎「パレスチナの「壁」事件：国際司法裁判所勧告的意見、2004年7月9日」『神戸法学年報』第20号(2004年)103-147頁。またパレスチナの壁事件の詳細については、真山全「国際人道法と国際人権法の関係、占領地域における法：パレスチナの壁事件」森川幸一他編『国際法判例百選〔第3版〕』(有斐閣、2021年)226-227頁、藤田久一、浅田正彦「パレスチナ占領地域における壁構築の法的効果」葉師寺公夫他編『判例国際法〔第3版〕』(東信堂、2019年)697-702頁も参照。

(64) *Advisory Opinion on Chagos Archipelago, supra note 1, pp. 139-140, paras. 180-182.*

し、BIOTの存続にかかわる如何なる措置も差し控えることを求めた。

自決権が対世的な性格を有するものであり、その尊重は対世的な義務を有することは東ティモール事件、パレスチナの壁事件でも確認されている⁽⁶⁵⁾。しかし、その違反が特定の国家や国際機関に対して、どのような権利を付与し、あるいは義務を課すものであるかは必ずしも明確ではない。一般に、対世的義務の意義は、義務違反に対する責任追及資格を全ての国家へと拡張するための概念であり、対世的義務自体は、責任追及を可能にするものに止まると解されている⁽⁶⁶⁾。

こうした理解に基づけば、本件特別裁判部は、総会決議 73/295 によって、勧告的意見から推断した「チャゴス諸島の法的地位」に関する自らの見解を補強する一方で、脱植民地化の合法的完了の方式については、総会決議に委ねられたとしたが、当該決議に含めた事項が当然に対世的な義務違反の法的帰結と同一視することは出来ない。本件特別裁判部も、同決議で設定された6か月の期限の徒過がイギリスによる領有権主張が2019年ICJ勧告的意見に反することを補強すると述べる一方で、「条約によって設立されたものを含む国際、地域、政府間機関」も非承認及び協力義務の対象にすると規定した同決議6及び7項については、本件特別裁判部を含む独立した司法機能を有する国際司法機関が含まれないとしたが、特段の理由を述べることはなかった。

3. 本件判決後の展開

本件先決的抗弁判決後、訴訟手続は本案審理に向けて進行しているとみられるが、一方の当事国であるモルディブに目立った動きはみられない。

(1) イギリスの反応

訴外の第三国であり、本件の中核的な要素である「チャゴス諸島の法的地位」に関する必要当事国であるとされたイギリスは、2019年ICJ勧告的意見の発出後、そして国連総会決議が採択された後も、その法的拘束力を否定し、履行を実施していない⁽⁶⁷⁾。

(65) *Judgment on East Timor*, *supra* note 29, p. 102, para. 29; *Western Sahara, Advisory Opinion*, *I.C.J. Reports 1975*, pp. 41-42, para. 88.

(66) See e.g., Article 19(3)(b) of the Draft Articles Adopted on First Reading, A/CN.4/L.528/Add.2; 岩沢『前掲書』(注24)138頁。

(67) UN. Secretary-General, *Advisory opinion of the International Court of Justice on*

国連総会による勧告的意見の諮問の段階から、イギリスはチャゴス諸島に対する主権の問題は、モーリシャスとイギリスの二国間で解決すべき問題であり、総会による諮問は勧告的意見の誤った利用であると批判し、発出後も、勧告的意見の法見解には重大な重み (carry great legal weight) があるとしつつも、勧告的意見に拘束力はない点を強調した⁽⁶⁸⁾。

また、勧告的意見のみならず、総会は領有権紛争解決にとって適切なフォーラムではなく、総会決議は加盟国に新たな法的な義務を課すものではないにも関わらず、決議 73/295 は当該勧告的意見の内容を不当に拡張するものであるとの立場を示した⁽⁶⁹⁾。その上で、チャゴス諸島は 1814 年以来イギリスの領土であり、イギリスは、2015 年 UNCLOS 仲裁判断が有効性を認めた 1965 年合意に基づき安全保障上の目的が終了した場合にはモーリシャスへの割譲を約しているとの見解を示した⁽⁷⁰⁾。

本件先決的抗弁判決については、紛争解決における同意原則は国際法の基本原則であり、ITLOS 特別裁判部はイギリスの同意なくモーリシャスとイギリスの間の紛争について判断する立場にない。モーリシャスとの紛争については、二国間協議によって、2015 年 UNCLOS 仲裁判断の履行による解決を目指しているとの見解を示している⁽⁷¹⁾。

(2) モーリシャスの立場・反応

モーリシャスは、2015 年 UNCLOS 仲裁後から国連や国際機関の場でチャゴス諸島の領有権を訴えてきたが⁽⁷²⁾、2019 年 ICJ 勧告的意見と国連総会決議採択後、そして本件判決後には、本判決を国際法上、チャゴス諸島に対する同国の領有権が確定された根拠として、国連総会や国際機関の場において、イギリスに対しては 2019 年 ICJ 勧告的意見と総会決議 73/295 の履行、そして、国際社会に対しても

the legal consequences of the separation of the Chagos Archipelago from Mauritius in 1965 : report of the Secretary-General, U. N. Doc. A/74/834 (2020), pp. 14-17; Claire Mills, *Disputes over the British Indian Ocean Territory: February 2021 update* (House of Commons Library, 2021), p. 5.

(68) *Ibid.*, pp. 17-19, p. 25.

(69) *Ibid.*, pp. 17-20.

(70) *Ibid.*, pp. 12-14.

(71) *Ibid.*, pp. 24-25.

(72) 拙稿「前掲論文」(注 19) 163-167 頁参照。

チャゴス諸島に対するモーリシャスの主権の承認とその実現のための支援を求めている。

特に本件先決的抗弁判決後の初の国連総会では、本判決がチャゴス諸島がモーリシャスの不可分の一部であることを認めた法的拘束力を有する決定であるとして高く評価し、各国及び国際機関に対して、勧告的意見及び総会決議の履行への協力を強く求める演説を行った⁽⁷³⁾。

(3) 国際機関

この演説に先立ち、総会決議の履行として、2020年2月、国連は自らが発行する世界地図において、チャゴス諸島をモーリシャス領とする記載の変更を行なった⁽⁷⁴⁾。また、同月、国連人権高等弁務官事務所は、チャゴス諸島をモーリシャスの一部として承認し、この地域に関する人権メカニズムを強化し、人権条約機関その他への報告を行なうための支援を実施するとした⁽⁷⁵⁾。

2021年8月には、万国郵便同盟（UPU）の総会において、加盟国の投票によって、2019年ICJ勧告的意見と総会決議73/295に従い（following）、チャゴス諸島をモーリシャスの不可分の一部であるとして、今後、BIOT政府が発行する切手の登録、流通、配達を認めないとの決定を行なった⁽⁷⁶⁾。

また国連総会決議73/295の採択に先んじて、2015年UNLOS仲裁後からモーリシャスは、チャゴス諸島周辺海域を含むインド洋におけるまぐろ類の資源保存及び最適利用を確保するために設置された「インド洋まぐろ類委員会（IOTC: Indian Ocean Tuna Commission）」の場において、チャゴス諸島周辺海域における唯一の沿岸国の立場を主張し、イギリスの沿岸国の地位に疑義を呈してきた⁽⁷⁷⁾。

(73) *Statement by The Hon Pravind Kumar Jugnauth, Prime Minister of the Republic of Mauritius*, 76th Session of the United Nations General Assembly, 24 September 2021, pp. 7-8. Available at <https://estatemnts.unmeetings.org/estatemnts/10.0010/20210924/7gIp44D6mxWV/FXTdUOgKQRs0.en.pdf>

(74) Mills, *supra* note 67, p. 21.

(75) U. N. Doc. A/74/834, *supra* note 67, p. 20.

(76) 賛成77カ国、反対6カ国、棄権41カ国（Universal Postal Union, *Press Release: UPU Adopts UN Resolution on Chagos Archipelago*, 27 August 2021. Available at <https://www.upu.int/en/Press-Release/2021/Press-release-UPU-adopts-UN-resolution-on-Chagos-Archipelago>)

(77) Indian Ocean Tuna Commission, *Statement by Mauritius on the ruling of the Arbitral Tribunal in the case of the Republic of Mauritius versus the United Kingdom*, IOTC Circular 2015-044; Indian Ocean Tuna Commission, *Statement by*

上記総会決議 73/295 の採択を受け、IOTC の上部機関である国連食糧農業機関 (FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations) は、こうしたモーリシャスの訴えに関して、同法務局に国連法務局との協議の上で、以下のような覚書を作成させた⁽⁷⁸⁾。

インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定は、同協定 4 条で構成国の資格を、同委員会が権限を有する海域の「沿岸国」あるいは自国の船舶がこの海域で漁獲に従事する国に限られる、としている。イギリスは参加の際に構成国としての資格を BIOT 周辺海域の「沿岸国」であることとしていたが、モーリシャスは、ICJ 勧告的意見発出後、その資格を喪失したと主張し、委員会に対してこの点に関する決定を求めている⁽⁷⁹⁾。

協定では、構成国が 4 条の定める構成国の資格を 2 暦年満たしていない場合は、委員会は当該構成国と協議の上、当該構成国がこの協定から脱退したものとみなす決定を行なうことができる (同協定 4 条 4 項) としている⁽⁸⁰⁾。

覚書は、この協定の「解釈及び紛争の解決」に関する規定 (23 条) では、この協定の解釈又は適用に関するいかなる紛争も委員会による調停に付され、そして、紛争が委員会による調停によって解決されない場合には、紛争当事国が他の解決方法に合意しない限り、ICJ 規程に従って ICJ に付託することができること (may be referred to the International Court of Justice) が規定されていることを指摘した上で、イギリス=モーリシャス間の構成国の資格に関する紛争には、この規定の手続が妥当すると締めくくられている⁽⁸¹⁾。

モーリシャスは、本件判決後の 2021 年 6 月の会合で、この覚書にも言及しながら 2019 年勧告的意見、国連総会決議、そして本件判決を根拠として、議長に対してイギリスの構成国としての資格終了の決定を求めるとともに、速やかにそのような決定がなされない場合には、同協定 23 条を含む協定上及び国際法上の権利を行使する用意があるとの立場を表明している⁽⁸²⁾。

UK (OT) on the ruling of the Arbitral Tribunal in the case of Mauritius vs United Kingdom, IOTC Circular 2015-045.

(78) The Legal Office of FAO, *Note from the Legal Office of FAO*, IOTC-2019-S23-14[E].

(79) *Ibid.*

(80) *Ibid.*

(81) *Ibid.*

(82) Indian Ocean Tuna Commission, *Report of the 25th Session of the Indian Ocean*

IOTC での構成国の資格も含め各種の国際機関の間で、こうした動きが、どのように展開し、どの程度の拡がりをもつかを検証することは、本判決が言及した ICJ 勧告的意見の法的効果の実質を推し量る上で重要な意味を持つであろう。

4. むすびにかえて

本件の前提的紛争であるチャゴス諸島をめぐるモーリシャス＝イギリス間の領有権紛争は、当事国間の具体的な同意によって国際裁判に付託されることはなかった。しかし、その当事国が旧植民地とその宗主国の関係にあったことから、多角的なフォーラムである国連総会に持ち込まれることによって、現代国際社会の基本原則のひとつである「脱植民地化＝自決権の実現」と結びつけられることとなった。そして、国連総会の諮問とその回答である勧告的意見によって、その領有権紛争としての性格は、領域権原をめぐる伝統的な枠組みの下での二国間紛争から、脱植民地化という多角化された参照枠組みにおける「チャゴス諸島の法的地位」として再構成され、定式化されることになった。

こうした本件先決的抗弁に至る紛争の経緯は、本案の主題である海洋境界の画定以上に、今後の各国の国際訴訟戦略、あるいはそれらを受けた多元的な国際法秩序における各裁判機関の司法機能の相互関係の在り方を考える上で多くの論点を含むものとなった。これらの問題は、現在の多元化された国際法秩序において、各種の国際裁判に階層性や相互関係について明確な取り決めが存在せず、裁判機関相互間の調整原理が各裁判機関の自己規律（賢慮）に委ねられている現状から生じるものである⁽⁸³⁾。

本件先決的抗弁では、モルディブによって紛争解決における同意原則のコロラリーとされる貨幣用金原則が主張された。しかし、同原則も「司法機能の保全」という観点からみた場合、同じく二国間主義による国家間秩序の帰結としての訴外の第三国の法益保護よりも、国際裁判の司法機能を通じたより統一的な国際法秩序の構成に重点を置く傾向をもつことになる。結果として、本件に至る紛争の文脈（脱

Tuna Commission, IOTC-2021-S25-R, pp. 78-80.

(83) 奥脇直也「現代国際法と国際裁判の法機能：国際社会の法制度化と国際法の断片化」『法学教室』第 281 号（2004 年）34 頁；小寺彰「パラダイム国際法：国際法の基本構成」（有斐閣、2004 年）190-192 頁；坂元茂樹「条約制度多元化への対応：条約の立法技術と解釈技術を中心に」『国際法外交雑誌』第 119 巻 2 号（2020 年）171 頁。

植民地化)と先決的抗弁における論理構成(必要当事国論)は、全体として紛争解決における二国間主義の弛緩、そして同意原則の空洞化を示すものであった。

「同意」や「合意」は、伝統的な国際法において規範の存在とその実効性の結節環として、法の実効性を支える主要な正当化根拠とされてきた。今日においても、条約や紛争解決手続へのコミットメントや法的な紛争処理が現実の紛争解決に至る契機が同意や合意であることには変わりはない。この原則からの乖離には、その乖離を国家の同意・合意によって担保されてきた正当性に代替する論理によって埋め合わせることが求められる⁽⁸⁴⁾。法秩序の維持・発展において裁判所の存在が論理的な必然だとしても、現実の国際関係において国家の同意・合意なくして裁判所の存在を所与の前提とすることは出来ない。経済や環境分野など特定の分野に特化した多数国間条約体制の下では、規律は多角化され、共有された目的実現との関係で、同意・合意との乖離は機能的合理性(条約体制の一体性に基づく正当化)によって充たされることになる。同意や合意との乖離を埋め合わせる正当化根拠を提供しない司法判断はリーガリズムに基づく虚構に過ぎない。

本件のように中核となる領有権紛争に関する紛争解決について具体的な合意が存在せず、また紛争解決の過程が各種のフォーラムをまたぎ、特定の条約体制の一体性に基づく正当化が困難な場合、自決権が現代国際法の正統性を支える中核的な原則であるとしても国際裁判による法的決定の論理には、利害関係国に対する説明責任とともに、多元化された国際法秩序の体系性を論証しうるものであるかがより厳しく問われることになろう。本件先決的抗弁判決の判例としての意義も、特にその主要部分であるところの2019年ICJ勧告的意見及び自決権の有する「法的効果」や国際法上、一方当事国の主張が説得力を有しないとされた「チャゴス諸島の法的地位」に関する判示が今後の紛争解決過程における関係当事国の議論の応酬と収斂の中で如何なる役割を果たすのかを含めて検討されなくてはならない。

脱稿日：2022年2月24日

(明治大学法学部教授)

本稿は、外務省国際法政策研究会(2021年5月18日)及び第96回国際判例事
例研究会(2021年9月29日)における報告に基づき大幅に加筆・修正を行なっ

(84) 坂元「前掲論文」(注82)173-174頁。

たものである。研究会の場でコメントをくださった方々に感謝申し上げます。

また本稿は、2020 年度明治大学大学院研究科共同研究費による研究成果の一部である。